

【 精神科専門療法 】**3 I 002 通院・在宅精神療法の取扱いについて**

《平成29年4月24日》
《令和8年6月30日更新》

○ 取扱い

I 002 通院・在宅精神療法の週2回の算定について、レセプトに「退院日」の記載がない場合は、退院後4週間を超える期間に行われたものとして、週1回のみの算定とする。

○ 取扱いを作成した根拠等

厚生労働省告示^{※1}のI 002 通院・在宅精神療法の注1に「入院中の患者以外の患者について、退院後4週間以内の期間に行われる場合にあっては1と2を合わせて週2回を、その他の場合にあっては1と2を合わせて週1回に限り算定する。」と示されており、記載要領^{※2}において、通院・在宅精神療法を退院後4週間以内の患者について算定した場合、退院年月日を記載することと示されている。

さらに、当該注1の「退院後4週間以内の期間」の取扱いについては、平成20年3月28日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「疑義解釈資料の送付について」において次のとおり示されており、「入院していた病院や、診療所が行った場合でも」の記載から、当該療法の週2回の算定は、自院退院後のみならず、他院退院後4週間以内の期間に行った場合でも可能であると考える。

問 区分番号「I 002」通院・在宅精神療法の注1にある、退院後4週間以内の期間に行われる場合は、入院していた病院や、診療所が行った場合でも週2回算定可能か。

答 算定可能である。

ただし、入院施設がない保険医療機関において、当該療法を週2回算定する際は、患者の自院、他院における入院歴より退院日から4週間以内の期間であることを確認する必要がある、また、記載要領から、レセプトには自院又は他院の「退院日」を記載する必要があると考える。

このため、通院・在宅精神療法の週2回の算定について、レセプトに「退院日」の記載がない場合は、自院退院又は他院退院にかかわらず、退院後4週間を超えて行われたものと判断し、週1回のみの算定が妥当と判断した。

(※1) 診療報酬の算定方法

(※2) 診療報酬請求書等の記載要領等について